

# **我が国における規制・行政手続コストの削減に関連する既存の取組**

## **【目次】**

1. 規制改革
2. 行政手続の簡素化
3. IT化

**内閣府 規制改革推進室**

**2016年9月20日**

# 1. 規制改革

(1) 政府はこれまで、規制改革、行政手続の簡素化、IT化にそれぞれ取り組んできたが、規制改革については、「規制緩和推進計画」（平成7年閣議決定）の策定以来、累次の閣議決定により各分野における規制緩和・改革が進展。

(2) 直近では、規制改革会議の調査審議、答申を踏まえた、「規制改革実施計画」（平成25年～28年閣議決定）に基づき、幅広く規制の在り方の改革を推進（653の規制改革事項）。

(注) 各年の「規制改革実施計画」における規制改革事項数は、次のとおり。

閣議決定の年	規制改革事項数
平成25	142
26	249
27	182
28	80
計	653

(3) このうち、行政手続に係る見直し事項も、一定程度見られる（73事項）。

【参考1】「規制改革実施計画」における行政手続に係る見直し事項数（手法別）

※ 653事項を事務局で整理。未定稿

	行政手続に係る 制度の見直し	申請・届出等の 添付書類等の見直し	行政手続に係る 運用の見直し	審査期間短縮	許可等期間延長	I Tの利活用	総計
平成25年	4	1	6	5	2	1	19
26年	9	7	5	2	-	8	31
27年	2	1	7	3	-	-	13
28年	4	1	2	1	1	1	10
総計	19	10	20	11	3	10	73

- (注) 1 「行政手続に係る制度の見直し」は、法令の制定・改正等により、認可制から届出制へ移行など、根拠となる制度の見直しを行うもの。  
 2 「申請・届出等の添付書類等の見直し」は、省令等の改正により、添付書類等の簡略化や押印省略等を行うもの。  
 3 「行政手続に係る運用の見直し」は、通達等を発出し、包括申請の対象の拡大や、審査手順の透明化等の運用上の改善を行うもの。  
 4 「審査期間短縮」は、申請に対する処分をするまでの標準処理期間の見直しや審査方式の変更等により、審査期間の短縮を図るもの。  
 5 「許可等期間延長」は、許可の有効期間の延長等を行うもの。  
 6 「I Tの利活用」は、電子申請などのI Tの利活用により利便性の向上を図るもの。

【参考2】「規制改革実施計画」における行政手続に係る見直し事項数（省庁別）

※ 653事項を事務局で整理。複数の省庁に関係する場合は関係する省庁ごとに1項目として集計したために、総計は73ではなく86事項。未定稿

	内閣府	公正 取引 委員会	警察庁	金融庁	消費者 庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部 科学省	厚生 労働省	農林 水産省	経済 産業省	国土 交通省	環境省	総計
平成25年	1	-	1	1	1	-	-	-	1	-	5	-	8	5	2	25
26年	1	1	-	3	-	1	5	2	4	-	8	1	4	3	-	33
27年	2	-	2	1	4	-	-	-	-	1	4	-	1	1	1	17
28年	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	6	2	11
総計	4	1	3	6	5	1	5	2	5	1	17	2	14	15	5	86

## (手法別の見直しの具体例)

### (1) 行政手続に係る制度の見直し

事項名	規制改革の内容	閣議決定年	関係省庁
合理的かつ利用しやすい「条件・期限付き承認」の導入	「条件・期限付き承認」の導入に際しては、日本発・世界初の再生医療等製品を生み出していく観点から、①最初の承認申請する時と、市販後（期限内）に再度承認申請する時とで、求めるデータ等の重複を避けること、②市販後に再度承認申請する時に求めるデータ等は、内容に応じて最適なものとし、過剰なデータ収集等を承認の条件としないことなど、当該制度を合理的かつ利用しやすい制度とする。	平成25年	厚生労働省
地域活性化を担う商工会議所への規制緩和（定款記載事項の変更）	商工会議所の定款記載事項の変更において、認可制から届出制に緩和することについて検討し、結論を得る。	平成26年	経済産業省

### (2) 申請・届出等の添付書類等の見直し

事項名	規制改革の内容	閣議決定年	関係省庁
信託契約代理店に係る財務局宛届出書等の緩和	銀行等が信託契約代理業を営む際の登録申請に役員の兼職状況の記載を不要とするための必要な措置を講ずる。	平成26年	金融庁
建設業許可手続における書類提出の緩和	建設業許可申請書類における役員の提出書類について、必要性及び申請者の負担を考慮しつつ、簡素化を検討し、結論を得る。	平成26年	国土交通省

### (3) 行政手続に係る運用の見直し

事項名	規制改革の内容	閣議決定年	関係省庁
貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和	引越シーズンにおけるレンタカー使用の申請方法について、申請書類の合理化を図る等、申請時の負担を軽減するために必要な措置を行う。	平成26年	国土交通省
深夜酒類提供飲食店の営業開始届出の運用合理化	深夜酒類提供飲食店の営業を行う場合に提出が必要な届出書の添付書類について、法令上規定されていない保健所の営業許可証の写しを届出時に求められる場合があるとの指摘を踏まえ、都道府県警察に対し、深夜酒類提供飲食店営業の届出制度の適切な運用について指示する。	平成27年	警察庁

## (手法別の見直しの具体例)

### (4) 審査期間短縮

事項名	規制改革の内容	閣議決定年	関係省庁
特定保健用食品における審査手続の見直し（適切な標準的事務処理期間の設定）	消費者庁は、審査全体での事務処理期間を勘案の上、消費者庁における標準的事務処理期間を短縮する。あわせて、消費者庁は、標準的事務処理期間内処理の達成状況や達成に向けた取組を公表する。	平成27年	消費者庁

### (5) 許可等期間延長

事項名	規制改革の内容	閣議決定年	関係省庁
河川敷地占用許可期間の延長	営業活動を行う事業者等が河川敷地を占用する場合の許可期間を、現行の3年以内から、公的主体が占用する場合と同様の10年以内に延長する。	平成28年	国土交通省

### (6) I Tの利活用

事項名	規制改革の内容	閣議決定年	関係省庁
化粧品輸入時の手続の簡素化（「輸入変更届」の添付資料の廃止）	医薬品等輸出手続オンラインシステムの導入に合わせ、「化粧品製造販売業（製造業）許可」の5年ごとの更新に際して必要とされる「輸入変更届」の届出を行う際、届出済の「輸入届」の写し等の添付を不要とする。	平成26年	厚生労働省

## 2. 行政手続の簡素化

(1) 行政手続の簡素化に関する政府全体の総合的な取組として、「申請負担軽減対策」(平成9年2月10日閣議決定)に基づき、平成12年まで各省庁において、各種申請・届出の簡素化を実施。

重点的・集中的取組事項
① 許認可の有効期間の延長
・ 薬局の許可(3年の有効期間を6年に倍化)をはじめとする約120事項について倍化・延長。
② 押印の見直し
・ パスポートの発給申請書、車検申請書等、国が法令又は通達等により国民に対して求めている認印約5,500事項について合理化。
③ 許認可等の審査・処理期間の半減・短縮化
・ 標準処理期間が設定されている3,602種類のうち、①580種類について審査・処理期間を半減化、②半減化することとしたものを含め、1,380種類について審査・処理期間を短期化。

(総務庁「規制緩和 white paper」平成12年12月)

(2) 上記決定において、「必要に応じ行政監察機能を活用して改善を推進する」とされており、これを踏まえ、総務省行政評価局において調査を実施。

#### イ 「許認可等申請手続の簡素合理化に関する行政評価・監視」

平成14年3月に7省庁（金融庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）に対し、

①申請書等の記載事項及び添付書類の見直し、②申請書等及び添付資料の提出方法の見直し、③許認可等の処理の適正化、迅速化を勧告（79事項）。

#### ロ 「申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査」

平成25年3月、6府省（内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省）に対し、東日本大震災における被災者支援のための手続を対象として調査を行い、罹災証明の迅速化等を勧告（20事項）。

さらに同年11月、6省庁（金融庁、法務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、環境省）に対し、全国共通の一般的な申請手続を対象として調査を行い、申請書、添付書類の統一等を勧告（29事項）。

### 3. IT化

(1) 平成13年以降、IT戦略本部を中心に、申請・届出等手続をオンラインで行うシステムの整備等を推進、その後、国民に広く利用されている手続に重点化した上で、オンライン利用の促進のための利便性向上等に取り組んでいる。

実施時期 (取組の方向性)	根拠 (主なもの)	主な取組・結果
2001年～ (H13年)  <b>（手続をオンラインで行うシステム整備等）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>e-Japan戦略 (H13.1 IT戦略本部)</b></li> <li>● オンライン化法制定(H14)</li> <li>● 電子政府構築計画 (H15.7 CIO連絡会議決定)</li> </ul>	<p>「国が提供する実質的にすべての行政手続をインターネット経由で可能とする」として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各省で「行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」を策定し、申請・届出等手続をオンラインで受け付けるシステムの整備等を実施</li> <li>● 併せて、根拠法令において書面で行うとされている手続について、書面によることに加えオンラインで行うことも可能とする「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」（平成14年法律第151号。略称：オンライン化法）を制定</li> </ul> <p>→H17年度において、国の申請・届出等手続の96%（13,719/14,257）がオンラインで利用可能</p>
2006年～ (H18年)  <b>（オンライン利用促進のための利便性向上）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>IT新改革戦略 (H18.1 IT戦略本部)</b></li> <li>● オンライン利用拡大行動計画 (H20.9 IT戦略本部)</li> <li>● <b>新たな情報通信技術戦略 (H22.5 IT戦略本部)</b></li> <li>● 新たなオンライン利用に関する計画 (H23.8 IT戦略本部)</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>世界最先端IT国家創造宣言 (H25.6 閣議決定)</b></li> <li>● オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針 (H26.4 CIO連絡会議)</li> <li>● <b>世界最先端IT国家創造宣言改定 (計3回改定：最新版はH28.5閣議決定)</b></li> </ul>	<p>オンライン利用率（年間申請等件数に占めるオンライン利用件数の割合）の向上に向け、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国民に広く利用されている手続（年間申請等件数100万件以上の手続等）に重点化し、手数料の引き下げ、添付書類の削減など、オンラインのメリット拡大、使い勝手の向上等の措置を集中的に実施（重点化の対象：登記、輸出入・港湾、国税、社会保険・労働保険等71手続）</li> <li>● 一方で、費用対効果が低い手続（書面を含めた申請等件数が極めて少なく、申請等受付システムの整備・運用経費に対しオンライン利用の効果が十分発現していない手続）は、システムを停止</li> <li>● バックオフィス業務（審査、結果通知、記録管理等）の在り方を見直し、処理時間短縮等にも取組</li> </ul> <p>「公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会」を目指し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● マイナンバー関連制度を活用した利便性の向上等の取組を推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 法人番号の導入を契機に、各種手続で必要とされている登記事項証明書の添付を省略することができるよう、関係機関で情報連携を検討</li> <li>✓ マイナンバー制度を活用し、妊娠・出産から学校教育までの子育てに係る申請等が、個人番号カードを用いてオンラインで一括して手続が行える「子育てワンストップサービス（仮称）」を検討</li> </ul> </li> </ul> <p>→H26年度のオンライン利用率は45%、H20年度の27%から18ポイント増加          →システム停止の結果、H26年度においてオンライン利用が可能な国の申請・届出等手続は2,669に減少</p>

## (2) IT利活用の推進を阻害する規制・制度の改革では、IT総合戦略本部が、規制改革会議と連携しつつ、アクションプランを策定し、その改革を推進。

- 平成25年6月に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」において、「対面・書面交付が前提とされているサービスや手続を含めて、IT利活用の裾野拡大の観点から、関連制度の精査・検討を行う」とされたことを踏まえ、IT総合戦略本部（注）は、平成25年12月、「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」（以下、「アクションプラン」という。）を策定。
- アクションプランは、事業者や国民からの提案・要望を踏まえ、IT総合戦略本部自ら検討を行った事項のほか、規制改革会議にて方針の検討などの対応がなされた事項も含めて、全部で28項目からなる。そのうち、行政手続に係る項目の例と、当該例におけるそのIT総合戦略本部でのフォローアップの状況は、以下のとおり。

項目名	主な規制制度改革の内容
登記情報の共有化、添付書類省略	<p>&lt;策定時状況&gt; 登記所が、他の登記所の管轄に属する登記情報についても調査を行う場合、申請人は、当該登記記録に係る登記事項証明書を、他の登記所から取得して添付することとされている。</p> <p>&lt;対処状況&gt; 法務省は、登記申請の際に申請人に会社法人等番号の提供を求め、登記所において当該会社・法人の登記情報の確認を行うことを可能とするシステム開発及び不動産登記令の改正（平成27年11月施行）を実施。</p>
地下街等の閉空間における電波申請書（工事設計書）の簡素化	<p>&lt;策定時状況&gt; 電波中継装置の電波申請で、多数のアンテナに関する申請を同時に行う際には、1件ごとの入力ではなく、一覧表の添付（excel,csv形式など）で一括申請できるようにするなど、電波利用電子申請・届出システムの改善を図るべきである。</p> <p>&lt;対処状況&gt; 総務省は、規制改革会議の意見書の指摘を踏まえて、地下街等の閉空間における電波申請の簡素化に関する機能改修の検討を行い、特定無線局開設届（携帯電話基地局等）インターネット申請アプリケーションにより、平成28年3月12日から申請の受付が可能となった。</p>

- なお、平成28年5月に改定された「世界最先端IT国家創造宣言」においては、当該アクションプランを本年末までに改定することとしている。

（注）「IT戦略本部」は、平成25年に「IT総合戦略本部」に改組

- 規制・行政手続コストの削減を目的として、事業者目線により、規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進める改革は初めて。

- ・ 我が国を「世界で一番企業が活動しやすい国」とすることを目指し、「GDP600兆円経済」の実現に向けた事業者の生産性向上を徹底的に後押しするため、規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進める新たな規制・制度改革手法を導入することとし、事業者目線で規制・行政手続コストの削減への取組を、目標を定めて計画的に実施する。

(『日本再興戦略2016』平成28年6月2日閣議決定)